

議事日程(第1号)

令和2年12月11日 午前10時00分開会

- 日程第 1 発議第 2号 児玉求議員に対する懲罰動議
追加日程第1 閉会中の継続審査
- 日程第 2 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
日程第 3 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例
日程第 4 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第99号 財産の取得について
日程第 7 議案第100号 財産の取得について
日程第 8 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
日程第 9 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第103号 令和2年年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第13 委員会の閉会中の継続調査について
日程第14 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 2号 児玉求議員に対する懲罰動議
追加日程第1 閉会中の継続審査
- 日程第 2 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
日程第 3 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例
日程第 4 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第99号 財産の取得について
日程第 7 議案第100号 財産の取得について
日程第 8 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
日程第 9 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第103号 令和2年年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第1 1 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第1 2 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第1 3 委員会の閉会中の継続調査について

日程第1 4 議員の派遣について

出席議員(14名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜

子ども教育課参事	吉 本 孝 治	総務課課長補佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は、今年最後の本会議になっておりますけども、今年にはコロナ禍のおかげで臨時会、また定例会でいろいろ迷惑をおかけしましたけども、最後の議会になっておりますので、慎重審議のほう、よろしく願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

ここで、本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日、12月11日午前9時より議会運営委員会を開催し、児玉求議員に対する懲罰動議について協議いたしました。この懲罰動議は地方自治法及び会議規則に基づき9日水曜日、文書をもって議長宛てに提出されておりますので、本日の議事日程に追加をしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第99号及び議案第100号は関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第1、発議第2号児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

これは、須恵町議会会議規則第101条の規定に基づき、文書をもって所定の発議者が連署して、議長である私に提出されております。ここで、地方自治法第117条の規定に基づき、児玉求君の退場を求めます。児玉議員の退場を求めます。（「発言はできないですか」の声あり）退場を求めます。

それでは、提出者の説明を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。児玉求議員に対する懲罰動議。

表題の件、以下の理由により、児玉求議員に対し懲罰を課せられたく、地方自治法第135条第2項及び須恵町議会会議規則第101条第1項の規定により提出します。

提出理由。令和2年12月8日の第4回定例会本会議一般質問において、児玉求議員は適法に議事運営を進める議長に対し、越権行為と誹謗を繰り返すばかりではなく、根拠ない自説を主張して長時間にわたり議事の進行を妨害しました。これは、須恵町議会会議規則第100条に定め

る議長の秩序保持権を犯す行為であり、到底許されるものではありません。

さらには、地方自治法第104条に定める議長の議事進権並びに同129条の秩序保持権に反する違法行為です。なお、懸念されるのは、児玉求議員から違法行為に対する反省が得られない以上、これからも悪質な行為を続けていくことが想定されることです。

また、同議員は法規則を守る意識に欠けることはもとより、自己中心的な言動、ふるまいを好き放題にしていますが、これは議員としての資質に欠け、須恵町議会の民主的なルールによる運用を損なうものです。よって、児玉求議員に反省を促すためにも、懲罰を科せられたく、本動議を提出するものです。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。ここで、児玉求君より一身上の弁明をしたいと申出がっております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議ありと認めます。異議がありますので、起立によって採決を行います。弁明の申出に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立なし〕

○議長（松山 力弥） 起立なしであります。よって、児玉求君の一身上の弁明の申出は同意することは否決されました。

これより発議第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、本件は須恵町議会委員会条例第4条の3の規定に基づき、動議の提出とともに6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置され、須恵町議会会議規則第102条の規定により、本件を懲罰特別委員会に付託することとしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

児玉求君を除く全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

再開を、児玉求君を除く全員協議会終了後といたします。休憩に入ります。

午前10時09分休憩

午前10時13分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、須恵町議会委員会条例第5条第3項の規定により、今村桂子君、三上政義君、田ノ上真君、猪谷繁幸君、世利孝志君、白水春夫君、以上6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、以上6名が懲罰特別委員会の委員に決定しました。

ここでお諮りします。懲罰特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。委員の方は、第一委員会室に御集合ください。暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時25分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。
まず、委員長に猪谷繁幸君、副委員長に白水春夫君に決定しました。

追加日程第1. 閉会中の継続審査

○議長（松山 力弥） お諮ります。ただいま懲罰特別委員会の猪谷繁幸委員長より、閉会中の継続審査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、閉会中の継続審査を議題とします。

懲罰特別委員会の猪谷繁幸委員長において、審査中の事件について、須恵町議会会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、委員長申出のとおり継続審査とすることに決定しました。

ここで、児玉求君の入場を認めます。

日程第2 議案第95号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町まち・ひと・しごと創生推進計画が令和2年11月6日に内閣総理大臣に認定されたことに伴い、須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例、いわゆる企業版ふるさと納税に活用するため、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いします。

基金条例制定に必要な事項を定めています。第1条に基金の設定について、第2条に積み立てる額について、第3条に基金の管理について、第4条に基金の運用から生ずる収益の処理について、第5条に繰り替え運用について、第6条に基金の処分について、第7条に必要な事項は町長が別に定めるとしてあります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 3条の2に有価証券の運用がありますが、3つお尋ねします。運用はどのようなものか、投資企業の利回りか株売買のどちらか、そしてどの課が受け持たれるのか。3番目に投資ではなく安全運用の利回り投資をお願いしたいと思いますが、投資に関しては利回りということでしょうか。

この3点について、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、審議についての内容についてじゃなくて、委員長はこれについての報告をしておりますので、その内容については委員長は答える必要ないと思いますけど。

○議員（7番 児玉 求） 委員長が答えられなければ、各担当課でお願いいたします。（「答えなくていい」の声あり）お答えをお願いします。

- 議長（松山 力弥） その件については、個別に聞いてもらえますか。
- 議員（7番 児玉 求） この議場の中で私は、文教でするので、聞いておりませんので、この場でちょっとお聞きしたい。
- 議長（松山 力弥） 提案理由の説明のときに、それとあれが入っているでしょ、概要書が。それで納得してもらわん限りは、もう各自、担当課のところに行って説明を聞いてください。それでよろしいですか。
- 議員（7番 児玉 求） いや、よくないですよ。今、この議場の中で、何で、問題ないことじゃないですか、それをちょっと聞くことが。
- 議長（松山 力弥） いやだから、担当課で行って聞いてください。委員長に聞くのは審議についてのことですから、内容については委員長はそこまで答える必要ないと私は思います。委員長の報告に対しての質疑でございます。
- 議員（7番 児玉 求） いやだから、こういう質問は、じゃあ変えます。こういう質問がございませうですか。有価証券の運用はどういうふうにするか、利回りにするのか、株の売価とするのか。どの課が受け持つのか、その運用に関しては安全なもの。株の売買じゃなくて安全株の利回りをやっていくと、そういうことが聞かれたかということに対してお答えください。
- 議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。
- 総務建設産業委員長（田ノ上 真） ただいまの質疑ですが、基金の運用について伺いたいというものだと思いますが、それであるなら、総務建設産業委員会の審査前にそういったことを、ぜひ聞いていただきたいという旨の申出を私にするべきだったと思います。伺いたい事項があるなら、ただいま議長が申し上げたように担当課に行って聞けばいいと思います。
- 以上でございます。
- 議長（松山 力弥） 田ノ上委員長、その審議をしたのかしないのか。
- 総務建設産業委員長（田ノ上 真） その審議はしておりません。以上です。
- 議長（松山 力弥） よろしいですか。
- 議員（7番 児玉 求） それがどういふふう、根本的に3つの問題、3番目がこの投資する場合において、安全株……
- 議長（松山 力弥） 児玉議員、あなたの質疑に対して、したかしないかの返事でしたので、今していないという答えでございましたので、今言うように、担当課に行ってあとで聞いてください。私からの申出でございます。よろしいですか。
- 議員（7番 児玉 求） いやだから、これ安全に投資がされると、利回りをすると売買をして利益を得るのということに関しては、全く賛成と反対と……
- 議長（松山 力弥） ちょっと待って。あなた意味分かってない。だから、その細かいことにつ

いては審議してないと言っているから、担当課に行って聞いてくださいと。

○議員（7番 児玉 求） 今、採択するやないですか。だから、質疑のときでなかった分が今、本会議の中でこういうことについて尋ねたいということであるんで。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告に対する質疑って言っとるでしょう。あなた意味分からんかね。お願いしますよ。じゃあ討論の中で言ってください。反対であれば討論の中で言ってください。いいですか。審議されてないなら、私は納得しませんとか何とか言って、そこら辺でやってもらえないですか。いいですか。

○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結いたします。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について。株式の利回り運用ではなく、株式の売買等であれば、損失の可能性が大きくなります。町の資金は安全な利回りですべきであり、株の売買であれば反対討論といたしますが、まだはっきり確認できておりませんので、保留でしたいと思っています。

○議長（松山 力弥） 保留ということは反対ということですね。

○議員（7番 児玉 求） 保留は保留です。

○議長（松山 力弥） 今日、採決しますよ。保留は反対ということをお認めます。

よって、これにて討論を終結します。よって、議案第95号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第95号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第96号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例について。

総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

本条例の表題は空き地等としていますが、皆様御承知のとおり空き家対策を主眼とした改正で

ございます。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、空き家対策の推進に関する特別措置法に順じ、特定空き家等の規定を追加することに加え、新たに長屋及び共同住宅の規定を定めるため、当該条例の全部を改正するものです。

2ページをお願いします。

内容は、第1条、空き地及び空き家等の管理に関し、必要な事項を定め、町民が健康で、安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とすることを定めております。

第2条では、第1号から第6号まで、本条例における文言を提議します。特に第2号では、構築物の中で空き家等の長屋及び共同住宅の10号を明記しております。

第3条、所有者等の責務。

第4条に情報提供、そして第5条立ち入り調査から第13条の代執行まで、先日の全協において、フローチャート図を用いて説明したとおりの流れでございます。

第14条に緊急措置、第15条で警察その他の関係機関との連携、第16条以下は審査会設置に関する諸規定を定めています。

第24条では、第9条の規定による命令に従わず、必要な措置を講じなかった者は5万円以下の過料に処することを定めています。

6ページ、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑として、冒頭でも述べましたが、表題を空き地等から空き家等に変更られないものかという質疑がございました。回答として、改正する既存の条例の表題が空き地等とされているので変更できないというものでした。

ほかに過料について、差し押さえなどは考えているかというものでございましたが、回答は煩雑な手続になると。ほかの自治体においても、通常5万円の料金を課している例が多いというものでございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第96号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第96号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第97号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町附属機関に須恵町特定空き家等審査会及び須恵町生涯支援区分認定等審査会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明します。改正の内容としましては、別表第2条関係の附属機関の名称、須恵町空き家対策協議会の次に、須恵町特定空き家等審査会を追加し、福祉計画策定委員会の次に、須恵町生涯支援区分認定等審査会を追加するものです。その他は、字句の改正です。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第97号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第97号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第98号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

提案理由として、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

今回の改正は、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者にかかる軽減判定所得基準の見直しを行うものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第25条、国民健康保険税の減額では、第1号から第3号の国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものです。

次の4ページ、附則。

第2項は軽減判定基準の見直し直した既定の整備を行っています。

2ページに戻ります。

第1校で、この条例は令和3年1月1日から施行するとし、第2項でこの条例による改正後の規定は令和3年後年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までは従前の例によるものとしております。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第98号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第98号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第99号

日程第7. 議案第100号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第99号及び日程第7、議案第100号財産の取得について、以上2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第99号財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、コミュニティバス1台、取得の方法、特命随意契約、取得価格2,268万2,370円、契約の相手方、福岡県福岡市東区箱崎ふ頭2丁目2番26号九州日野自動車株式会社、代表取締役 柴垣勇。

現在、ポンチョと呼ばれる低床のノンステップバスが2台あり、令和3年10月からの新ルート再編に伴い、新規車両が1台追加されます。この低床のノンステップバスの製造販売を行っている会社が、日本国内では日野自動車株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定により、特命随意契約とするものです。11月30日、仮契約が締結されており、議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

総務建設産業委員、全員賛成で可決です。

続きまして、議案第100号財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

取得する財産、小型コミュニティバス1台、取得の方法、特命随意契約、取得価格900万円、契約の相手方、糟屋郡志免町南里4丁目16番1の2号、福岡トヨペットが株式会社志免店、店長 村上祐二。令和3年10月からの新ルート再編に伴い、不便地域に対応できる10人乗りコミュニティバスが新たに購入されます。

10人乗り車両の取扱い業者の中で、コミュニティバス使用への改造に対応できるのか、トヨタ自動車のみであるため、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号の規定により、特命随意契約とするものです。11月27日、仮契約が締結されており、議決日を持って契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑をとして、改造にかかる金額についてのものがございました。回答は、ポンチョが改造費530万円、ハイエースが490万円というものでした。そして、改造にかかる期間についての質疑に対し、回答はコロナの影響も考慮して、6か月から9か月かかるというものでございました。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第99号及び議案第100号について質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第99号について、討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第99号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第99号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第99号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第100号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第100号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第100号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第101号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,036万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億4,699万2,000円とする。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正により、債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は第3表、債務負担行為補正によるとしています。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略をいたします。

質疑として、職員、会計年度職員の期末手当の減額についての質疑では、0.05月分の減額で、職員分275万5,714円の減額、会計年度職員54人分49万4,527円の減額との回答がありました。

新しい生活様式、地域活性化事業のタブレット購入費についての質疑では、タブレットの入れ替え時期でもあり、コロナ対策として庁舎内、議員関係の非接触の対応としてタブレットを購入するとの回答がありました。

ふるさと応援寄附金事業についての質疑では、業務委託先はアースグロー株式会社に委託。ポータルサイトを使用し、全国ネットで配信できる企業である。返礼品の総量は1通1,060円で2,400通プラス消費税を予定しているとの回答がありました。

コロナウイルス予防接種の詳細についての質疑では、来年6月以降になると思われるが、交代

を付けるため、2回の接種を行う。国から示される基準により順位付けを行い、接種される方に接種期間などの説明が記入されたクーポン券を随時町から配布し、個別に病院で摂取する予定ですとの回答がありました。

観光振興事業宿泊税県補助金についての質疑では、補助金は全域に案分で振り分けられ、宿泊施設が充実して、観光産業が活性化すれば、補助金が増額するなど、基準があるとの回答でした。

財源として使用されている寄附金についての質疑では、ふるさと納税の分が充てられているとの回答がありました。

青少年健全育成支援団体補助金についての質疑では、須恵町の企業6団体で構成する須恵町青少年アンビシャス応援団への青少年育成アンビシャス事業への補助金で、企業版ふるさと納税を活用しながら活動していくとの申出があったための計上です。この企業の方々からは、企業版ふるさと納税をさせていただいているとの回答がありました。

討論では、反対討論として、予算に職員の期末手当が減額になっており、賃金の減少は景気回復を妨げるものでしかないため、職員の期末手当を減額すべきではないとの討論がありました。

以上、採決の結果、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第101号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、反対討論をいたします。

私は一般職の期末手当0.05月分の減額に反対しております。公務員の給与は民間企業の基準となるものです。コロナ禍の中で民間のボーナスが下がるので、公務員も下げるという人事院の勧告は全く逆行するもので、さらに民間企業のボーナスを下げるもので、コロナ禍で購買意欲の低下を招き、消費がさらに冷え込み、ますます景気が悪化いたします。一般職の期末手当は減額すべきではありません。

よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 本補正予算、一般会計の補正予算についての賛成討論をさせていただきます。

今回の補正予算、ずっと話題になっていたのは人件費のことばかりだったんですけど、これはよくよく考えていけば、ふるさと納税に関する、この応援寄附金が大幅に増額されるという、須恵町の収入構造がこれでまた変わっていくかもしれないという、大変意欲的な予算組であるというふうに高く評価すべき予算ではないかと思うものでございます。

なお、人件費に関しても議論があったので、これも私としましては、公務員ばかりがこの不況

の中で給料が下がらないというのはいかがなものかと。

また、人事院勧告は民間の給与を基準にして公務員の給与について変更を求めるものではなかったかと私は思っておったんですが、先ほど何か違うような発言がありましたので、不可解に思っているところでございます。公務員も民間が苦しんでいるときは、やはり給料を減らして、そして同じ気持ちになって再び景気を上げて行こうという、そういう意気込みが大事ではないかと思っております。

もちろん、景気に対して云々という話もございましたが、じゃあどれほど景気に影響が与えられる減額になっているかというのも、よくよく考えての議論をすべきじゃないかと思っております。

私は、この補正予算に賛成でございます。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第101号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第101号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時12分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9. 議案第102号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,556万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,279万7,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページ第1表歳入歳出補正予算によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。5款1項他会計繰入金46万2,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴う給与等繰入金の減額と令和元年度普通交付金の精算に伴うその他一般会計繰入金の増額によるものです。

6款1項繰越金6,603万1,000円の増額補正は、収支調整のための前年度繰越金です。

続いて歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費313万1,000円の減額補正は職員人事異動及び人事院勧告の実施に伴う人件費の減額と郵送料の不足による増額です。

3款4項過年度給付金分16万円の増額補正は、令和元年度の退職被保険者の国民健康保険事業費納付金の精算による不足分の追加納付金です。

6款1項保健事業費1万1,000円の減額補正は、フルタイム会計年度任用職員期末手当の人事院勧告の実施によるものです。

8款1項償還金及び還付加算金6,855万1,000円の増額補正は、保険税過誤納還付金の決算見込みによる増額と、令和元年度普通交付金の超過分返還による増額です。

討論では、年間のボーナス減額や購買力の低下になり、景気の後退になるなど、職員の期末手当の減額は反対するとの討論がありました。賛成討論として、コロナの影響により各事業所、事業者は非常に厳しい状況であり、ボーナスどころか給料もないような状況である。そのような中で、公務員だけがボーナスを減額しないということは、住民の皆さんに理解していただけないかと思う。

また、さらに期末手当減額に伴う改正条例を可決しており、それに従い、今回補正予算が組まれているものであるとの討論がありました。

以上、文教厚生委員会賛成多数で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長、3款4項過年度給付金ではなくて、過年度納付金の間違いですね。よろしいですか。

○文教厚生委員長（三角 栄重） ごめんなさい。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありま

せんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論をいたします。

補正予算では、職員給与、期末手当の減額があります。公務員会計年度職員の減額はコロナ禍の中、民間のボーナスの減額など影響し、消費の低下につながり景気をさらに冷やします。期末手当は下げるべきではありません。

よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案第102号について賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症による経済、企業への痛手は大きく、この1年の業績悪化で生活環境、給料等に影響し、年末の賞与を減らされる、ましてや出せない状況の中にあります。

職員も町民に寄り添う業務、心も必要と考えます。また、賛成多数で可決している条例による補正です。

以上の理由で、議案第102号の賛成討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第102号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第102号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第103号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査を御報告いたします。別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度の須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ124万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,875万2,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出補正予算によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。3款1項他会計繰入金223万3,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴い、一般会計からの人件費分の事務費繰入金を減額するものです。

4款1項繰越金78万9,000円の増額補正は、前年度繰越金で収支調整のため、増額するものです。

6款1項国庫補助金19万6,000円の増額補正は、歳出の後期高齢者医療システム改修に対する国庫補助金です。

続いて歳出です。8ページ、9ページをお願いします。

1款1項総務管理費124万8,000円の減額補正は、職員の人事異動及び人事院勧告の実施による人件費の減額と高齢者医療制度の見直しに伴う後期高齢者医療システム改修業務委託料の増額です。

討論として、職員の期末手当の減額は、コロナ感染症の拡大で経済が後退の中、さらに景気を冷え込ませるので反対すると討論がありました。

以上、文教厚生委員会賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、反対討論いたします。

国保会計と同様に職員給与の減額は、このコロナ禍において景気を冷やすというふうに思っております。

よって、反対討論いたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。男澤一夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 議案第103号、賛成討論いたします。

コロナ禍の中、人事院勧告に基づいての減額であり、また3月議会でも賛成多数で可決したものでありますので、賛成討論いたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 私も賛成討論をいたしたいと思っております。

さっきから、ずっと給与関係のことで出ておりますので、大体同じなのですが、先ほどの一般会計のときにも、人事院勧告の件についてちょっと間違った報告をしましたので。あくまでも人事院勧告というのは、一般企業に合わせて公務員の金額を決めるということで、常に一般企業よりも上がらないような形で自制するものであります。

最近、このコロナ禍のこともありますし、人事院勧告に基づいて是正するための減額でございますので、この補正予算につきましては賛成いたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんね。——これにて討論を終結します。よって、議案第103号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第103号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第104号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。補正予算書をお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,512万7,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。

6款繰越金は、収支調整となっております。

7款還付消費税は、消費税確定申告による減額補正です。

8ページをお願いします。

歳出は、1款総務費は、人事異動に伴う人件費の減額補正です。

2款下水道事業費は、人事異動に伴う人件費の増額補正です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第104号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第104号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第105号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。補正予算書をお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用2,912万7,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額と水道ビジョン策定業務及び水道事業経営戦略策定業務委託の延期による減額です。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第105号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画・構成について、総務建設産業委員会より都市計画業務について、文教厚生委員会より町立図書館の運営状況について。

以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第14、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和2年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時34分 閉会
